

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の第二条第二項の規定に基づき、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に係る告示案に関するパブリックコメントの募集について

平成26年8月27日  
国土交通省

## 1. 趣旨

国土交通省では、別添のとおり、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の成立に伴い、同法第二条第二項の規定に基づき地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に係る告示案を検討しています。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集致します。

## 2. 意見募集の対象

意見募集要領（別添）参照

## 3. 意見の募集方法

意見募集要領（別添）のとおり実施します。

募集期間は、平成26年8月27日（水）～平成26年9月26日（金）までです。

## 4. 内容の公開

改正案は、意見募集と同時に以下により公開します。

- 電子政府の窓口（e-Gov）
- 窓口（国土交通省住宅局市街地建築課）での配布

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第二項の規定に基づき、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に係る告示案に関するパブリックコメントの募集について (別添)

■意見募集対象

(告示案)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第二項の規定に基づき地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二條第二項及び第二十五條第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成二十五年国土交通省告示第千六十二号）を適用するものとする。

■資料入手方法

- (1) 電子政府の窓口 (e-Gov)
- (2) 窓口での配布

国土交通省住宅局市街地建築課（東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階）

■意見募集期間

平成26年8月27日（水）～平成26年9月26日（金）

■意見送付方法

意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局市街地建築課までご意見を日本語にて送付して下さい。（なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。）

- (1) FAXの場合 FAX番号 : 03-5253-1630
- (2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局市街地建築課 パブリックコメント担当 宛  
(「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第二項の規定に基づく告示案に対する意見」と明記して下さい。)
- (3) 電子メールの場合 メールアドレス : shigaichi@mlit.go.jp  
(電子メールの題名を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第二項の規定に基づく告示案に対する意見」として下さい。)

■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

国土交通省住宅局市街地建築課 パブリックコメント担当 宛

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第二項の規定に基づき、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に係る告示案に関するパブリックコメントの募集について

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分 : )